

事業継続力強化支援計画の概要

実施者名	南九州市商工会 (法人番号 4340005003191) 南九州市 (地方公共団体コード 462233)
実施期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日
目 標	<p><事業継続力強化支援事業の目標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。 ・ 発災時における連絡体制を円滑に行うため、南九州市商工会(以下「当会」という。)と南九州市の間における被害情報報告ルートを構築し、情報共有を徹底する。 ・ 発災後、速やかに復興支援策が実施できるよう、組織内の体制を整え、関係機関との連携体制を平時から緊密にしておく。
事業内容	<p><1. 事前の対策></p> <p>当会と南九州市は小規模事業者に対してハザードマップを用いながら事業者の立地場所の自然災害のリスクとその影響を軽減するための取組や対策について、損害保険会社等と連携し、国の施策紹介やリスク対策の必要性を紹介していく。</p> <p>また、小規模事業者に対し事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、リスク軽減のための損害保険等の紹介及び効果的な訓練等の指導及び助言を行う。</p> <p><2. 発災後の対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策の実施可否の確認 ・ 応急対策の方針決定 <p><3. 発災時における指示命令系統・連絡体制></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当会と南九州市は、自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。 <p><4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談窓口の開設方法について、南九州市と相談する。 ・ 当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。 ・ 当会は安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。 ・ 当会は、応急時に有効な被災事業者施策(国や県、市町村等の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。 <p><5. 地区内小規模事業者に対する復興支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当会と南九州市は、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
連絡先	<p>南九州市商工会 鹿児島県南九州市川辺町平山 6978 番地 TEL:0993-56-0247 FAX:0993-56-1987 E-mail: minamikyushu-s@kashoren.or.jp</p> <p>南九州市商工観光課 鹿児島県南九州市知覧町郡 6204 番地 TEL:0993-83-2511 FAX:0993-83-2050 E-mail: syoukou@city.minamikyushu.lg.jp</p>

